令和６年度雲南市社会福祉法人監査結果（法人本部）　　（令和８年９月１６日現在）

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
R6.9.27	愛耕福祉会	①事務決裁規程では理事長専決事項となっているが、施設長も専決が可能となっている事項があり、定款細則で定める理事長専決事項を含めて見直すこと（前回の指導監査時に口頭指摘）。 ②事業費に係る収入（収益）及び支出（費用）の一部が法人本部で会計処理されているので、各拠点区分に配分して処理すること（前回の指導監査時に文書指摘）。	① 改善済 ② 改善中
R6.10.17	萌友福祉会	①評議員選任・解任委員の改選時に、新規に選任される法人外部委員のみ選任決議されていた。改選時には、再任の委員も含め全員の選任手続きを行うこと。	① 改善済
R6.10.30	あおぞら福祉会	①定款に定められた議事録署名人が評議員会議事録に署名又は記名押印を行っていないので、署名等を行った上で議案を添付して保存すること。 ②役員を選任した定時評議員会終了後、同日開催の理事会の招集通知省略に同意したことが確認できなかったので、新役員全員の同意を得た上で議事録に記載すること。（前回の指導監査時に文書指摘） ③役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関連した規程が複数存在し、支給基準が不明確であり、重複する報酬支給が認められるので、内部規程の整合性を図り、改廃すること。（前回の指導監査時に口頭指摘） ④社会福祉事業の収入について、法令・通知上認められない使途への資	① 改善済 ② 改善中 ③ 改善済 ④ 改善済

		金の充当が見受けられるので、通知の範囲内での充当に留めること。 ⑤就労支援事業は、積立てを行う場合を除いて原則として剰余金は発生しないため、収入から経費を控除した金額については、就労支援事業会計を用いて工賃として支払うこと。	⑤ 改善済

※「改善状況」については、改善済、改善中、未改善と記載する。